

令和5(2023)年度

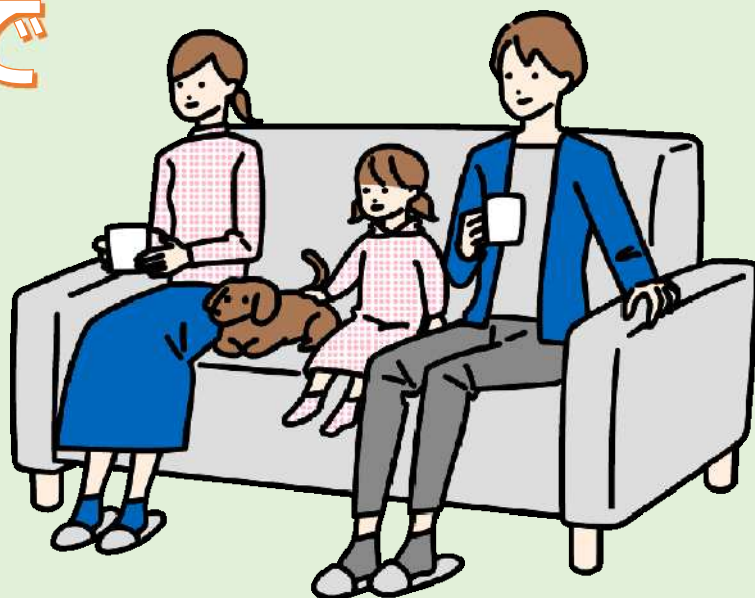
相模原市

子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助事業

さがみはらで

いっしょに

くらそう



申請期間 令和5年4月3日(月)～令和6年2月29日(木)

お問合せ先

都市建設局 まちづくり推進部 住宅課

TEL.042-769-9817

相模原市 中古住宅 補助



1 . はじめに	P1
(1) 制度の概要	P1
(2) 手続きの流れ	P1
2 . 補助の内容について	P2
(1) 補助対象者	P2
(2) 補助対象住宅	P3
(3) 補助金額について	P4
3 . 補助金申請手続きについて	P6
STEP 1 交付申請について	P6
STEP 2 実績申請について	P9
STEP 3 補助金交付請求について	P11

1. はじめに

(1) 制度の概要

本市では、「誰もが安心して暮らしやすく、住み続けたいまち」を目指し、子育て世帯や若年世帯の定住・移住の促進及び中古住宅の流通の促進を図ることを目的として、子育て世帯等が中古住宅を購入する際の費用の一部や、子世帯が親世帯と同居するために、親世帯が所有する住宅を改修する際の費用の一部を補助するものです。

(2) 手続きの流れ

子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助事業(以下、「本事業」という。)の手続きの流れは以下のとおりです。本事業を申請しようとする方(以下、「申請者」という。)は、「STEP 1～3」と書かれているタイミングで定められた書類を提出する必要があります。

STEP 1 (交付申請)

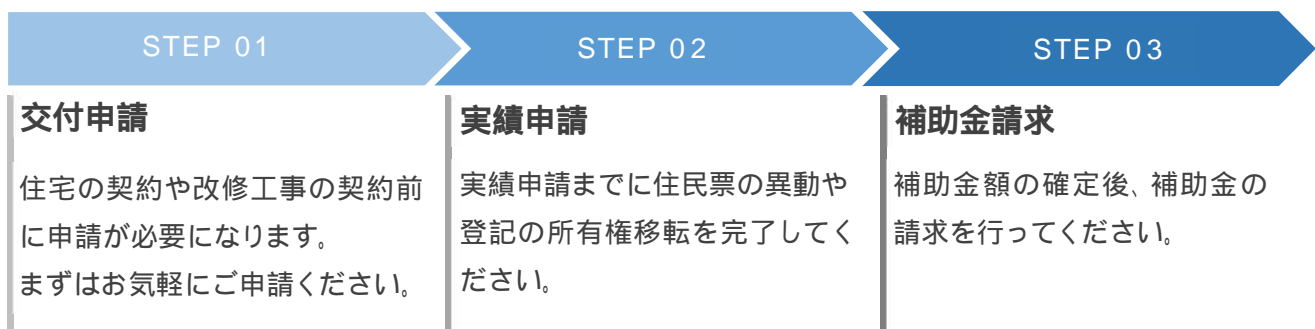
- ・申請者は**住宅の購入の契約締結前又は改修工事の契約締結前に交付申請を行ってください。**
- ・交付申請後、審査がございます。審査完了後、交付決定通知書を発行します。
- ・契約は交付決定日以降に行ってください。

STEP 2 (実績申請)

- ・住宅の購入又は改修工事が完了し、住民票の異動及び登記の所有権移転(改修工事の場合であって登記の所有権移転しないものは除く。)が完了したら速やかに実績申請を行ってください。
- ・実績申請後、審査がございます。審査完了後に補助金額の決定をお知らせします。

STEP 3 (補助金請求)

- ・補助金等の額決定通知書を受領した後、速やかに補助金の請求を行ってください。



重要（必ずお読みください）

1. 申請に関すること

- 申請書類に必要書類を添付し、窓口または郵送で申請を行ってください。
- 先着順の受付になります。受付期間中であっても予算額を超えた場合は、**特段の周知を行わず受付を終了します。**
- 受付の最終締め切りは**令和6年2月29日（木）＜消印有効＞**までです。
- 交付申請前に購入（譲渡契約の締結を含む）又は改修工事の着手（工事契約を含む）及び完了したものは**対象外**です。必ず、補助金の交付決定通知の内容を確認してから、購入又は改修工事を進めてください。

2. 購入及び改修に関すること

- 令和6年3月15日（金）＜必着＞**までに次を満たしてください。
 - (1) 購入の場合、**市内不動産店等と譲渡契約書を締結**した住宅、もしくは**市内不動産店等の仲介による譲渡契約書を締結**した住宅の引渡が完了し、住民票の異動及び登記の所有権移転が完了していること。
 - (2) 改修の場合、**市内施工業者が行う改修工事**が完了し、住民票を異動していること。

3. 変更手続き等に関すること

- 交付決定を受けた後に、交付申請の内容を変更する場合は変更申請の手続きが必要になります。
- 交付申請時の補助申請金額より**増額となる変更は認められません。**
- 購入又は改修工事の中止等に伴って交付申請を取下げの場合、住宅課へご連絡ください。

2. 補助の内容について

(1) 補助対象者

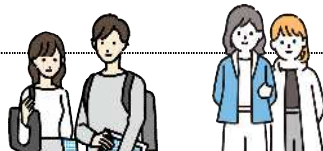
次の表に該当する者が対象となります。なお、**基準日は交付申請日**となります。

補助対象者	
必須	補助対象住宅を購入または改修する者
	補助金実績報告申請時まで本市の住民基本台帳に記録され、補助金受領後その住宅に5年以上住み続ける意思がある者
	補助対象世帯員が相模原市暴力団排除条例（平成23年条例第31号）に規定する暴力団員等でないこと及び同条例に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係にない者であること
	補助対象世帯員が、相模原市子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助事業補助金交付要綱（令和4年6月1日施行）による補助金の交付を受けていないこと
いずれかに該当	申請日において、補助対象世帯員のうち納税の義務がある者全員が、市税等の滞納がないこと
	39歳以下の妊婦（若年世帯）
	いずれも39歳以下の夫婦もしくはパートナー宣誓者（予定者含む）（若年世帯）
	18歳以下の子と同世帯の親（子育て世帯）

- ・パートナーシップ宣誓者
相模原市パートナーシップの宣誓に関する規則（令和2年相模原市規則第3号）に基づき、パートナーシップを宣誓した市民もしくは宣誓予定者



18歳以下の子と同世帯の者



いずれも39歳以下の夫婦またはパートナー宣誓者（予定者含む）



39歳以下の妊婦

(2) 補助対象住宅

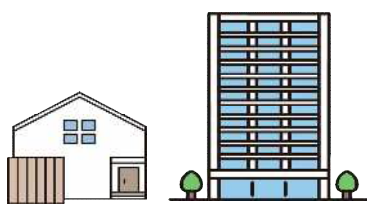
以下の表に該当する住宅が対象となります。

補助対象住宅	
必須	建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準関係規定の基準を満たし、かつ、建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）による改正後の建築基準法施行令の施行日以降に建築確認を受けた住宅又は同令による耐震性が確保されていることが証明できる住宅
	対象者（同居の場合は対象世帯員）のいずれかの所有であって、かつ移転の登記がされている既存住宅
どちらか	購入 市内の居住誘導区域内にある中古住宅（一戸建て又はマンション）
	改修 親世帯と子世帯が同居するために居住誘導区域内に親世帯が所有する住宅

購入と改修の併用はできません。

購入については市内不動産店等と契約（仲介含む）する物件が対象となります。

改修については市内施工業者が行う改修工事が対象となります。



購入

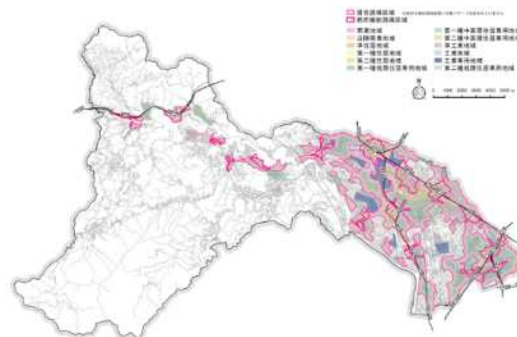
居住誘導区域内の一戸建て又はマンション



改修

居住誘導区域内の親が所有する住宅で同居

- ・住宅
人の居住の用に供する建築物又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分（以下、「マンション」という。）
- ・中古住宅
相模原市内の一戸建て又はマンションの形態を持ち、居住の用に供したことのある既存住宅
- ・居住誘導区域
相模原市立地適正化計画において、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、長期的な視点で緩やかに居住を誘導していく区域



(3) 補助金額について

補助金の交付額は、次に掲げる基本額及び加算額の合計額となります。

購入費補助

基本額

市内の居住誘導区域内の中古住宅を購入する世帯に対して、**基本額 50 万円を補助します。**

購入費用が 500 万円（税抜き）以上となる中古住宅が対象となります。

市内不動産店等と契約（仲介含む）する物件が対象となります。

必ず契約前に交付申請を行ってください。

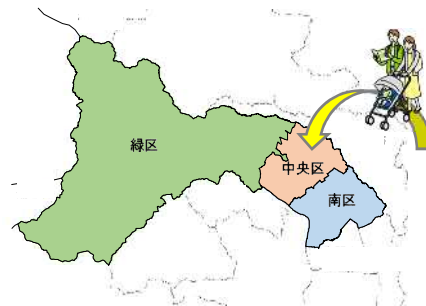
②加算額

次のア～ウに該当する場合、各要件の金額を基本額に加算します。

ア	15 万円	購入した中古住宅に親世帯と子世帯が同居を開始する場合又は親世帯の住宅と近居（直線距離 2 km 以内）で中古住宅を購入する場合
イ	20 万円	対象世帯が市外から相模原市に転入した場合
ウ	15 万円	対象世帯の世帯員のいずれかが市内企業勤務の場合（個人経営含む）



親世帯と子世帯が同居または近居



市外から相模原市内に転入



世帯員のいずれかが市内企業勤務

- ・同居
親世帯と子世帯が同一の住宅に居住すること。ただし、マンションの場合にあっては、同一専用部分に限る。
- ・近居
親世帯と子世帯の住宅が直線距離 2 キロメートル以内に居住すること

改修費補助

基本額

親世帯と子世帯が同居するために、居住誘導区域内に親世帯が所有する住宅を改修する際に要する次に掲げる経費に対して、**補助対象経費の1/10(上限20万円)**を補助します。なお、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てとなります。

ア 住宅の改修に係る工事費用

イ トイレ、浴室、キッチン等の給配水に係る工事費用

ウ 電気、ガス等の設備に係る工事費用

改修工事に要する費用が50万円(税抜き)以上の工事が対象となります。

建築確認が必要となる工事の場合、必ず実績申請の際に建築確認済証等を添付してください。

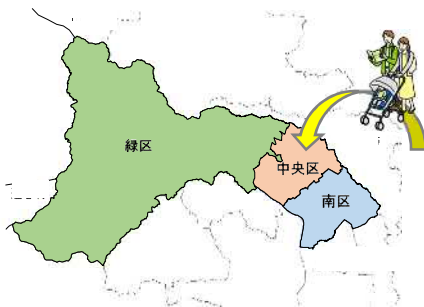
市内施工業者が行う工事が対象となります。

必ず契約前に交付申請を行ってください。

②加算金額

次のア～ウに該当する場合、各要件の金額を基本額に加算します。

ア	20万円	対象世帯が市外から相模原市に転入した場合
イ	15万円	対象世帯の世帯員のいずれかが市内企業勤務の場合
ウ	5万円	津久井産材を利用した改修工事の場合



市外から相模原市内に転入



世帯員のいずれかが
市内企業勤務



津久井産材を利用した
改修工事

重要(必ずお読みください)

交付申請時に次に掲げる事由に該当する場合は、**補助対象外となります。**

1. 交付申請前に購入(譲渡契約を締結含む)又は改修工事の着手(工事完了を含む)したもの
2. 建築基準法及び建築基準関係規定に違反する中古住宅又は改修工事
3. 公共工事の施工に伴う補償の対象となる中古住宅又は改修工事及び市長が適当でないとするもの
4. 市長が補助することが適当でないとするもの
5. 市外の不動産店等と仲介や譲渡の契約を締結した場合
6. 市外の施工業者が行った改修工事の場合

3. 補助金申請手続きについて

STEP 1 交付申請について

申請者は以下の内容で交付申請を行ってください。

1. 提出書類

本市ホームページから各様式をダウンロードし、必要書類を添付して提出してください。

【購入費補助金】

必ず提出する書類

- (1) 子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金購入費補助交付申請書（第1号様式）
- (2) 同意書及び誓約書（第2号様式）
- (3) 住民票のコピー（3カ月以内の発行）
 - ・世帯主、続柄記載のもの（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）
 - ・補助申請世帯全員の記載があるもの
- (4) 納税証明書のコピー（世帯員のうち納税の義務がある者全員）
 - ・市民税・県民税納税証明書（令和4年度分）
 - ・固定資産税・都市計画税納税証明書（令和4年度分）
- (5) 購入を予定している中古住宅の広告等
 - ・中古住宅の所在地（マンションの場合は部屋番号を含む）建築年月、市内不動産事業者の名称及び所在地の記載があるもの

必要に応じて提出する書類

- (1) 世帯に妊婦がいる場合は、母子手帳のコピー（母の氏名と出産予定日がわかる部分）
- (2) パートナーシップ宣誓を行っている場合は、パートナーシップ宣誓書のコピー。ただし申請時に市外在住であり、本市に転入した後、パートナーシップ宣誓を行う予定の者は今後パートナーシップ宣誓を行うことが確認できる書類（実績申請【STEP2】までにパートナーシップ宣誓書のコピーの提出が必要になります。）
- (3) 市内に勤務している世帯員がいる場合は、就労証明書等のコピー（市内に勤務している世帯員が非課税であった場合、市民税・県民税課税証明書（令和4年度分）のコピーが必要となります。）
- (4) 昭和56年5月31日以前に建築確認済証を取得した住宅の場合にあっては、耐震改修促進法に則り耐震診断を実施し、新耐震基準を満たすもの、又は新耐震基準を満たさない場合、耐震改修工事を実施し、新耐震基準を満たしていることが確認できる書類
- (5) 親世帯と同居又は近居する場合にあっては、親世帯の住民票のコピー（世帯主・続柄記載のもの）、子世帯の戸籍全部事項証明書のコピー（ただし住民票のコピーで親子関係を証明できる場合は除く）
- (6) このほか、審査にあたり必要となる書類

【改修費補助金】

必ず提出する書類

- (1) 子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金親世帯住宅改修費補助交付申請書（第3号様式）
- (2) 同意書及び誓約書（第2号様式）
- (3) 住民票のコピー（3カ月以内の発行）
 - ・ 子世帯全員の記載があるもの
 - ・ 親世帯全員の記載があるもの
 - ・ 世帯主、続柄記載のもの（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）
- (4) 戸籍全部事項証明書のコピー（ただし住民票の写しで親子関係が確認できる場合は除く）
- (5) 納税証明書のコピー（子世帯および親世帯の世帯員のうち納税の義務がある者全員）
 - ・ 市民税・県民税納税証明書（令和4年度分）
 - ・ 固定資産税・都市計画税納税証明書（令和4年度分）
 - ・ 家屋課税台帳記載事項証明書（令和5年度分）ただし、法務局が交付する登記事項証明書（建物）の添付でも可能
- (6) 住宅改修工事に係る工事見積書及び工事内容内訳書
- (7) 住宅改修工事に係る平面図その他改修が確認できる書類
- (8) 住宅改修工事の施工前の状況が確認できる写真（住宅の外観、補助対象工事を行う箇所、撮影日付）

必要に応じて提出する書類

- (1) 世帯に妊婦がいる場合は、母子手帳のコピー（母の氏名と出産予定日がわかる部分）
- (2) パートナーシップ宣誓を行っている場合は、パートナーシップ宣誓書のコピー。ただし申請時に市外在住であり、本市に転入した後、パートナーシップ宣誓を行う予定の者は今後パートナーシップ宣誓を行うことが確認できる書類（実績申請【STEP2】までにパートナーシップ宣誓書のコピーの提出が必要になります。）
- (3) 市内に勤務している世帯員がいる場合は、就労証明書等のコピー（市内に勤務している世帯員が非課税であった場合、市民税・県民税課税証明書（令和4年度分）のコピーが必要となります。）
- (4) 昭和56年5月31日以前に建築確認済証を取得した住宅の場合は、耐震改修促進法に則り耐震診断を実施し、新耐震基準を満たすもの、又は新耐震基準を満たさない場合、耐震改修工事を実施し、新耐震基準を満たしていることが確認できる書類
- (5) このほか、審査にあたり必要となる書類

2. 募集期間

令和5年4月3日（月）～令和6年2月29日（木）＜消印有効＞

申請受付期間であっても、交付申請により計上した補助金額が予定額の総額を上回ることが確定した場合は、特段の周知を行わず受付を終了します。

3. 提出先

以下の提出先に持参または郵送のいずれかの方法で提出してください。

提出先：〒252-5277

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 住宅課

電話：042-769-9817（直通）

重要（必ずお読みください）

1. 募集期間（消印有効）以降に交付申請されたものは無効となります。
2. **交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定します。**
3. 補助金の交付の決定に当たって、必要がある場合は申請者の方に報告を求めたり、市職員が調査を行う場合があります。
4. 補助金の交付の可否については、当該申請者に郵送で通知させていただきます。
5. 交付決定通知後に交付申請の変更又は取下げを行う場合、子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金交付申請変更・取下げ申請書（第7号様式又は第8号様式）に必要書類を添付して提出してください。なお、交付申請の内容を変更する場合、**変更後の金額が交付申請の合計金額を上回ることはできません。**
6. 申請者に代わって代理人が申請する場合は、申請書等必要書類に加え、委任状を提出してください。
7. 申請受付期間であっても、交付申請による補助金額が予定額の総額を上回ることが確定した場合は、特段の周知を行わず受付を終了する場合があります。
8. 中古住宅改修費補助金を利用する場合には、**改修工事に着手後、速やかに着手日がわかる書類（契約書等）を添付し事業着手届（第4号様式）を提出してください。**
9. 実績申請【STEP2】の提出期限までに次の要件を必ず満たしてください。
 - （1）中古住宅の購入
購入した住宅の引渡し完了し、住民票の異動及び登記の所有権移転をしていること。
 - （2）住宅の改修工事
同居に伴う改修工事が完了し、住民票の異動をしていること。

補助金交付の決定を受けた者は対象住宅の購入又は改修が完了した後、速やかに実績申請を行ってください。

1. 提出書類

本市ホームページから各様式をダウンロードし、次に掲げる書類を添付して提出してください。

【購入費補助金】

必ず提出する書類

- (1) 子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金実績報告書（第11号様式）
- (2) 補助対象世帯全員の異動後の住民票のコピー（3カ月以内の発行）
 - ・世帯主、続柄記載のもの（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）
 - ・補助申請世帯全員の記載があるもの
- (3) 対象住宅の譲渡契約書のコピー
- (4) 登記全部事項証明書のコピー
- (5) 対象住宅の配置図及び各階平面図
- (6) 確認済証の写し又は建築台帳記載事項証明書のコピー
- (7) 購入した住宅の写真（住宅の全景）

必要に応じて提出する書類

- (1) 親世帯と同居又は近居した場合は、親世帯の住民票のコピー（3カ月以内の発行のもので世帯主・続柄記載のもの）
- (2) このほか、審査にあたり必要となる書類

【改修費補助金】

必ず提出する書類

- (1) 子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金実績報告書（第12号様式）
- (2) 住民票のコピー（3カ月以内の発行）
 - ・子世帯全員の記載があるもの
 - ・親世帯全員の記載があるもの
 - ・世帯主、続柄記載のもの（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）
- (3) 登記全部事項証明書のコピー
- (4) 対象住宅の配置図及び各階平面図（間取り変更や増改築等が生じる場合に限る）
- (5) 工事契約書のコピー
- (6) 領収証書又はそれに類するもの
 - ・施工業者の名称、所在地の記載及び捺印のあるもの
- (7) 施工後の改修工事を行った部分の写真（日付入り）

交付申請時（施工前）に提出した写真と同じアングルになるよう撮影してください。

必要に応じて提出する書類

- (1) 改修工事に津久井産材を使用した場合は、さがみはら津久井産材流通確認証のコピー
- (2) 建築確認申請を伴う工事であった場合は、確認済証のコピー
- (3) このほか、審査にあたり必要となる書類

2. 提出期限

3. 提出先

以下の提出先に持参または郵送のいずれかの方法で提出してください。

提出先：〒252-5277

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 住宅課

電話：042-769-9817

重要（必ずお読みください）

1. 提出期限（必着）までに実績申請に係る提出書類を提出しなければ**申請は無効となります。**
2. 実績申請は、次の要件を満たした後、速やかに提出してください。
中古住宅の購入：購入した住宅の引渡しが完了し**住民票の異動及び登記の所有権移転**をしていること。
住宅の改修工事：同居に伴う改修工事が完了し**住民票の異動**をしていること。
3. 実績申請後、その内容を審査し、補助金等の額確定通知書を送付します。なお、審査の段階で実績申請書類に不備等があった場合、速やかに修正等の対応を行ってください。補助金等の額確定通知が令和6年3月29日（金）までに通知できない場合、**交付決定の取消し**となります。
4. 交付決定通知を受けた方であっても、実績申請の際に補助の条件に該当しないことが発覚した場合は補助金を受け取ることはできません。
5. **50万円以上の補助金を受領した場合は、確定申告が必要**です。申告方法等については税務署へご相談ください。

補助金等の額確定通知を受けた者は、速やかに本市から送付した指定の様式に必要な書類を添えて提出してください。

1. 提出書類

必ず提出する書類

- (1) 子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金交付請求書（第14号様式）のコピー
- (2) 子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金交付決定通知書（第5号様式）のコピー
- (3) 補助金等の額確定通知書（第13号様式）のコピー
- (4) 預金通帳等のコピー（金融機関名、支店、口座番号、口座名義【カタカナ】の分かる部分）

必要に応じて提出する書類

- (1) 子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金交付決定変更通知書(第9号様式)のコピー
- (2) このほか、請求に当たり必要な書類

2. 提出期限

令和6年4月26日（金曜日）＜必着＞

補助金交付請求後、審査がありますので補助金等の額確定通知書を受領後、速やかに請求書を提出してください。

3. 提出方法

以下の提出先に持参または郵送のいずれかの方法で提出してください。

提出先：〒252-5277

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 住宅課

電話：042-769-9817

重要（必ずお読みください）

1. **提出期限(必着)までに補助金の請求を提出していただけない場合、補助金を支給することができません。**
2. 請求書の提出後、その内容を審査し不備等があった場合、速やかに修正等の対応を行ってください。なお、市が指定する期限までに対応できない場合、**交付決定の取消し**となります。
3. **50万円以上の補助金を受領した場合は、確定申告が必要**です。申告方法等については税務署へご相談ください。
4. 補助金の交付を受けた日から起算して**5年を経過する日より前**に以下の事項に該当した場合は、**補助金の返還の対象となります**。
 - ・補助対象住宅を譲渡、処分又は貸し付けた場合
 - ・住民基本台帳の記録を変更した場合
 - ・同居を解消した場合 など